

広島県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和七年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町乃美尾字ナマツ原一〇三七二の九、一〇三七二の一〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅